日本道路公団等民営化関係法施行法新旧対照条文

道路の修繕に関する法律(昭和二十三	
十三年法律第二百八十二号) (抄)	
1)	
(傍線部分は改正部	

3	笋	+:	お	ス	2	第二	
略	第二百八十二号)第二条第二	条」とあ	いて、道	により、	前項の場	条略	
	- 号):	るのは、	路法第	道路管	合におい		
	第二条第	、「道路	百七条の	理者に代	いては、		改
	二項前段.	七条」とあるのは、「道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律	おいて、道路法第百七条の規定の適用については、同条中「第二十	ろにより、道路管理者に代わつて国土交通大臣が行う。この場合に	前項の場合においては、道路管理者の権限は、		正
	項前段」と読み替えるものとする。	関する法	用につい	土交通大	者の権限		案
	替えるま	律(昭和	ては、同	臣が行る	は、政今		
	しのとす	型 十 三.	吗条中「:	っこの	政令の定めるとこ		
	<u>ත</u>	年法律	第 二 十	場合に			
3 略	第二	七条」	おいて	ろにより、	2 前面	第 二 条	
	第二百八十二号)	七条」とあるの	おいて、道路法	より、道路	前項の場合に	略	
		Ιţ	法第百六	路管理者	において		現
	条第二項	道路のは	、条の規定	に代わっ	は、道路		,-
	^頃 前段」.	修繕に関	止の適用	って国土	管理者 6		
	第二条第二項前段」と読み替えるものとする。	「道路の修繕に関する法律(昭和二十三年法律	第百六条 の規定の適用については、同条中「第二十	(管理者に代わつて国土交通大臣が行う。 この場合に	おいては、道路管理者の権限は、政令の定めるとこ		行
	[えるもの	! (昭和	は、同智	が行う。	、政令の		
	のとする	一十三年	余中「第	この場	定める.		
	0	法律	=	合に	<u>د</u>		

•	•
化糸	岩泉
	13
	j
	は欠
	Ê
ž	ß
5	ά

四(その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の一〜三(略)	金に処する。選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰の各号に掲げる行為をしたものは、第百二十九条の規定に違反して請問請真の選挙におりて当該么職の傾補者となることするもので次	議院議員の選挙において当該公職の候補者とはろうとするもので欠庫の役職員(公職にある者を除く。)であつて、衆議院議員又は参人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法(公務員等の選挙運動等の制限違反)	2 略 (公務員等の地位利用による選挙運動の禁止) 2 略	改 正 案
四(その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の一〜三(略)		は参議院議員の選挙において当該公哉の候補者とはろうとするもの団等の役職員等(公職にある者を除く。)であつて、衆議院議員又人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法(公務員等の選挙運動等の制限違反)	2 略 (公務員等の地位利用による選挙運動の禁止) 2 略 (公務員等の地位利用による選挙運動の禁止) 2 略 (公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)	現

を供与させ、又は供与することを約束させること。当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益公社の役員又は職員及び公庫の役職員をして、その職務の執行に公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政

2

(公務員等の選挙犯罪による当選無効)

第二百五十一条の四 ときは、当該当選人の当選は、無効とする。 二十五条、第二百二十六条、第二百三十九条第一項第一号、第三号 において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、 が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る。 補者に限る。 職の候補者(選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候 」という。) であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公 |庫の役職員 (公職にある者を除く。以下この条において「公務員等 若しくは第四号又は第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられた 該当選人のために行つた選挙運動又は行為に関し、第二百二十一条 人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公 第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二、第二百)となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙 (その者 国又は地方公共団体の公務員、 特定独立行政法 当 第

·二 略

政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員る事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、特定独立行あり、かつ、その処理に関しこれと関係がある事務をその従事すニ 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種で

利益を供与させ、又は供与することを約束させること。行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の公社の役員又は職員及び公団等の役職員等をして、その職務の執公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政

2 略

(公務員等の選挙犯罪による当選無効

二百二十五条、第二百二十六条、第二百三十九条第一項第一号、 三号若しくは第四号又は第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せら の候補者に限る。 れたときは、当該当選人の当選は、 の者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る に公職の候補者 (選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職 員等」という。) であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初 団等の役職員等 (公職にある者を除く。 一百五十一条の四 条、 当該当選人のために行つた選挙運動又は行為に関し、第二百二十)において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が 特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公 第二百二十二条、)となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙(そ 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法 第二百二十三条、第二百二十三条の二、 無効とする。 以下この条において「 第

· 二 略

政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員る事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、特定独立行あり、かつ、その処理に関しこれと関係がある事務をその従事す三 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種で

掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

及び公庫の役職員で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に

2

略

号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの 及び公団等の役職員等で、当該当選人又は当該当選人に係る前二 |

傍線
部
分は
改
正部
分
\sim

	所 税 の 非 課税	四・五 略 (事業税の非課税の範囲) (事業税の非課税の範囲)	改正案
一〜二十八 略 「一〜二十八 略 「一〜二十八 略 与総額に対しては、事業所税を課することができない。 2 略 2 略 第七百一条の三十四 略	事 3 業 5 所 略	四・五 略 (事業税の非課税の範囲)	現

用に供する施設で政令で定めるもの は 第四号に規定する事業 (本州四国連絡高速道路株式会社にあつて 会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が、 (平成十六年法律第九十九号)第五条第一項第一号、 同項第 号 第二号、 第四号又は第五号に規定する事業)の 高速道路株式会社法 第二号又は

4 { 8 略

附 則

(不動産取得税の非課税

2 } 13 略 略

第十条

14 第四号又は第五号口に規定する事業)の用に供する不動産で政令で 日本高速道路株式会社、 定めるものを取得した場合又は独立行政法人日本高速道路保有・債 社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業 (式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が、 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、 道府県は、 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、 西日本高速道路株式会社、 同項第一号、 高速道路株式会 阪神高速道路株 第二号、 中

には、

動産の取得に対しては、

平成十六年法律第百号)第十二条第一項第一

一号若しくは第八号に規

定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合

これらの取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたと

きに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、これらの不

不動産取得税を課することができない。

務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法 (

(不動産取得税の非課税) 附 則

第十条 2 } 13

略 略

4 { 8 略

(固定資産税等の非課税)

2 3 略

第十四条

略

4 | が 社、 構法第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供 項第一号、 号に規定する事業(本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、 速道路株式会社、 第七百二条第一項の規定にかかわらず、 する固定資産で政令で定めるものに対しては、 有・債務返済機構が、 する固定資産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保 定資産税又は都市計画税に限り、東日本高速道路株式会社、 市町村は、 阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社 高速道路株式会社法第五条第一項第一号、 第二号、第四号又は第五号口に規定する事業)の用に供 平成十八年度から平成二十七年度までの各年度分の固 中日本高速道路株式会社、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機 固定資産税又は都市計画税 西日本高速道路株式会 第三百四十二条又は 第二号若しくは第四 首都高 2 .

を課することができない。

固定資産税等の非課税)

第十四条 略

傍線
部
分は
改
正
部
分

2 · 四 3 略

2 · 四 3 略

0法律(昭和二十八年法律第五十一号)。	の法律 (昭和)	国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する
昭和二十八年法律第五十一号)。	昭和二十八年法律第五十一号)。	る法律
_{第五十一号)(}	第五十一号)(抄) (昭和一
	抄) (_{第五十一号)(}

他の法律の規定による場合のほか、政令で定めるところにより、その外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要があるときは、第三条(前条第一項の政令で定める法人は、国際復興開発銀行等から(債券の発行等)	O O	ができる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては、大いできる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては、関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立され、大い国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(当該金融機定める法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(当該金融機定の高法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(当該金融機定の大いであつて政令で定めるものをいう。)(以下「国際復興開発の保証)(外貨債務の保証)	改正案
他の法律の規定による場合のほか、政令で定めるところにより、その外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要があるときは、第三条(第二条第一項各号に掲げる法人は、国際復興開発銀行等から(債券の発行等)		できる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当ればならない債務について、予算をもつて定める金額(法人ごとにに対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたに対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたに対する出資の金額の半額以上が外国政府金融機関(当該金融機関昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、次に掲第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(外貨債務の保証)	現

の借入金額を限り債券を発行することができる。

渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託。以下この項において同じ。)の発行、償還、利子の支払その他引借入契約に基づき国際復興開発銀行等に引き渡すための債券をいうは、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣2 前条第一項の政令で定める法人及び同条第二項各号に掲げる法人

3

会社又は証券業者に委託することができる。

(一般担保)

(利子等の非課税)

各号に掲げる法人が発行する外貨債で当該外貨債に係る債務につい国際復興開発銀行からの資金の借入契約に係るもの及び同条第二項第五条(第二条第一項の政令で定める法人が発行する引渡債券のうち

の借入金額を限り債券を発行することができる。

2

3 略

(一般担保)

者と同一順位の優先権を有する。 おいて、特定の者が民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定によっ の発行する債券の債権者は、当該法人の財産について、当該法人に対し が表示している国際復興開発銀行及び第三条第一項の規定によ の発でしている国際復興開発銀行及び第三条第一項の規定に対し の規定に対して、特定の者が民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定に 第四条 第二条第一項各号に掲げる法人の財産について、他の法律に

利子等の非課税)

号に掲げる法人が発行する外貨債で当該外貨債に係る債務について際復興開発銀行からの資金の借入契約に係るもの及び同条第二項各第五条第二条第一項各号に掲げる法人が発行する引渡債券のうち国

利子又は償還差益については、この限りでない。 (昭和四十年法律第三十四号)第二条第三号に規定する居住者、法人税法法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者、法人税法法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者、法人税法法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者、法人税法法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者、法人税法法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者、法人税法法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者、法人税法法律等の償還により受ける金額がその債券等の発行価額を超える場合におりでない。)の利子及び償還差益(そのて同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたもの(以て同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたもの(以

子又は償還差益については、この限りでない。
 子又は償還差益については、この限りでない。

同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたもの (以下

2 略

2

略

傍線
部
分は
改
正部
か分
$\overline{}$

の施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移場。という。)を支出してはならない。たたし、地方公共団体かそ	9)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他	金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫(以下「公社等」という。	、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業	、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、国民生活金融公庫	道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、年金資金運用基金	、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速	する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)又は日本郵政公社	二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定	若しくは国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百十一	とが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。)	人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用するこ	該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法	年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当	む。以下同じ。)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一	(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含	2 地方公共団体は、当分の間、国 (国の地方行政機関及び裁判所法)	第二十四条 略	(退職手当の財源に充てるための地方債等)	改正案
国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得し、ただし、地方公共団体かその施設を国、独立行政法人者しくに	「ごし、也可公共団体がこり重要に国、虫互豆女は、詰っ物品等を含む。以下「寄附金等」という。) を支出してはな	規定に基づかない負担金その他これらに類するもの(これに相当す	公庫(以下「公社等」という。) に対し、寄附金、法律又は政令の	、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融	ル開発機構、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫	連絡橋公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイク	、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国	する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。) 又は日本郵政公社	二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定	若しくは国立大学法人等 (国立大学法人法 (平成十五年法律第百十	とが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。)	人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用するこ	該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法	年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当	む。以下同じ。)、独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一	(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含	2 地方公共団体は、当分の間、国 (国の地方行政機関及び裁判所法	第二十四条 略	(退職手当の財源に充てるための地方債等)	現 行

りでない。 かじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あら場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める

を得たものについては、この限りでない。いて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意くは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若し

- 14 -

7 6 略	受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。及び本州四国連絡橋公団が行う出資に係る財産の給付に伴い会社がの規定により日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団	いて「会社」と総称する。)が受ける設立の登記並びに同法第七条道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下この項にお	社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速第十条の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会	5 日本道路公団等民営化関係法施行法 (平成十六年法律第百二号)2~4 略	第八十四条の三 略 (独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)	改 正 案
6 5 略略				2~4 略	第八十四条の三 略 (独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)	現

傍線
部
分は
改
正部
分
\sim

19 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において 1~18 略	2 略 十一 この会計に所属する株式の処分による収入 十一 出資に対する配当金 九 略	(歳入及び歳出) (歳入及び歳出) (歳入及び歳出) (歳入及び歳出)	改正案
19 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において1~ 18 略 附 則	2 略 九 略	(歳入及び歳出) (歳入及び歳出) (歳入及び歳出) (歳入及び歳出) (歳入及び歳出) (歳入及び歳出) (歳入及び歳出)	現

項 附則第四項若しくは第五項 関する特別措置法 (昭和六十二年法律第六十二号) 又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの 規定の適用については、 確保に関する特別措置法 くは第五項から第九項まで、 特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十条第一項、 十四年法律第二十二号)第三十条第一項」とあるのは「、 しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法 律第六十二号)第五条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に 律第七号)第二十条第 繰入金」と、 電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進 勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三条及び第四条の 社会資本の整備の促進に関する特別措置法 等整備事業の推進に関する法律附則第五項 に関する特別措置法 (昭和六十二年法律第八十六号) 第七条第五項 若しくは第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、 る一般会計からの繰入金」とあるのは「 十六号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備 行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による 土地区画整理法 共同溝 「 民間都市開発の推進に関する特別措置法 一年法律第七号)第二十条第一 の整備等に関する特別措置法附則第二項、 同項第八号中「道路整備特別措置法 (昭和三十一年法 (昭和二十九年法律第百十九号) 項 第三条第 (昭和三十一年法律第七十二 積雪寒冷特別地域における道路交通の 道路の修繕に関する法律第三条第 とあるのは「道路整備特別措置法 一項第二号中「第四条の規定によ 項若しくは附則第七条第 第四条又は附則第二十一項 (昭和六十二年法律第八 沖縄振興特別措置法附 (昭和六十二年法 附則第一 第五条第一 号) 交通安全施設 都市再生 附則第三 日本電信 |項若し 道路法 項若 昭昭 項 項

第二 平成十四年法律第二十二号)第三十条第一項」とあるのは「、 昭和三十一年法律第七号) 又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの 施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項 通 若しくは第五項から第九項まで、 路法附則第四項若しくは第五項、 再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号)第三十条第一項、 項 進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号) 年法律第六十二号)第五条第一項」とあるのは「民間都市開発の推 律第七号) 繰入金」と、 電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促 規定の適用については、 勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三条及び第四 社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八 に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号) 若しくは第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電 る一般会計からの繰入金」とあるのは「第四条又は附則第二十一項 十六号)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備 行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による 項、 項 の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)附 (若しくは附則第十五条第一 項 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項 「民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二 第八条の三第一項」 同項第八号中「道路整備特別措置法 (昭和三十一年法 第三条第一項第二号中「第四条の規定によ 第八条の三第一項若しくは附則第七条第 項と、 とあるのは「道路整備特別措置法 積雪寒冷特別地域における道路交 道路の修繕に関する法律第三 「又は都市再生特別措置法 沖縄振興特別措置 第七条第五項 第五条第 附則第二項 交通安全 一条第 [条の 都市 道

この会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの」と び 特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による貸付け及 六項、 二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入 二条第一項若しくは第二項」と、同条第二項第三号中「繰入金」 設事業で同項 備の促進に関する特別措置法第七条第六項に規定する当該公共的建 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整 る特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する 沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、 則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関す 附則第二項若しくは第五項から第九項まで、 は第五項、 第四条中「の交付」とあるのは「の交付、 特別措置法附則第六条第九項の規定による補助金又は負担金」と、 に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興 設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、 則第六条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第 る特別措置法附則第三項、 雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第 第三条第四項、 金及び道路法附則第八項若しくは第九項、 あるのは「繰入金、附則第二十項、第二十二項、)道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに 共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、 道路の修繕に関する法律第三条第一項、 の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から 土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、 共同溝の整備等に関する特別措置法附則 民間都市開発の推進に関す 道路法附則第四項若しく 道路の修繕に関する法律 道路整備特別措置法附 電線共同溝の整備等 第二十三項又は第 土地区画整理法 交通安全施 ح 積

附則第二 びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本 項 則第六項、 からこの会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの 的 の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項に規定する当該公共 け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並 する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による貸付 関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関 関する特別措置法附則第三項、 理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、 しくは第五項、 振興特別措置法附則第六条第九項の規定による補助金又は負担 備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄 全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、 法律第三条第四項、 繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、 は第二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への 則 法附則第七条第一項、 法附則第六条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置 とあるのは「繰入金、 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附 |第二条第一項若しくは第二項」と、 建設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定 第四条中「の交付」とあるのは「の交付、 沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、 項 共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五 道路の修繕に関する法律第三条第一項、 土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に 附則第二十項、 共同溝の整備等に関する特別措置法 同条第二項第三号中「 第二十二項、第二十三項又 民間都市開発の推進に 道路法附則第四項若 道路の修繕に関する 道路整備特別措置 電線共同溝の整 土地区画整 交通安 入金 法附

する。

20 ~ 25 略

27 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において 27 前項の規定により記述を対象 20 対象 20 対象

28 · 29 略

| 「府の経理は、当分の間、この会計において行うものとする。 | 第四十五号) 第三条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法 (昭和六十一年法律) | 日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正

、「幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十十四号)第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは号中「幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同31 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において

」とする。

20 25 略

分の間、この会計において行うものとする。四条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当、本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)附則第十

律第八十一号)附則第十四条第一項」とする。 七号)第八条の三第一項、本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法第一項」とあるのは、「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第号中「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八条の三行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同行前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において

28 29 略

4.0

六十一年法律第四十五号) 第三条第一項」とする。	等民営化関係法施行法 (平成十六年法律第百二号) 第五十六条の規	四号)第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項、日本道路公団
		等民営化関係法施行法 (平成十六年法律第百二号)第五十六条の規

(傍線部分は改正部分)

三个九略	三~九 略
絡橋公団が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間	線鉄道のうち政令で定める主要な区間
、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は本州四国連	又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する幹
二 鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号) による鉄道事業者	二 鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者
一略	——————————————————————————————————————
。)の規定による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。	。)の規定による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
事業で、起業者が第七条 (第四十五条において準用する場合を含む	事業で、起業者が第七条 (第四十五条において準用する場合を含む
関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連	関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連
ことができる都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに	ことができる都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに
十三年法律第百号)の規定により土地を収用し、若しくは使用する	十三年法律第百号)の規定により土地を収用し、若しくは使用する
各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法(昭和四	各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法 (昭和四
第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条	第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条
(特定公共事業)	(特定公共事業)
現	改 正 案

行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)(抄)

別表

住宅

略

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	案	現	行	
(第十二条関係)		別表 (第十二条関係)		
名称	根拠法	名称	根 拠 法	
	略	略	略	
がある。	住宅金融公庫法(昭和二十五年		住宅金融公庫法(昭和二十五年	
4.3. 扇 2 盾	法律第百五十六号)	信号金融を定	法律第百五十六号)	
	商工組合中央金庫法(昭和十一	有祁高速道各公団	首都高速道路公団法(昭和三十	
	年法律第十四号)	首者高近近四	四年法律第百三十三号)	
	略	· 阿二目公司 子名軍	商工組合中央金庫法(昭和十一	
4日子竞局会	日本中央競馬会法(昭和二十九	南二絲岩中央金庫	年法律第十四号)	
4月 夕競馬 多	年法律第二百五号)	略	略	
1部女公士	日本郵政公社法(平成十四年法	日太日夕競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九	
4	律第九十七号)	日プログ競馬会	年法律第二百五号)	
	略	日本道各公団	日本道路公団法(昭和三十一年	
が無義を思え重	農林漁業金融公庫法(昭和二十	日本道路となって	法律第六号)	
作演 美国 扇 化 厚	七年法律第三百五十五号)	日本郵政公社	日本郵政公社法 (平成十四年法	_

農林

預金保険機構

放送大学学園

律第百五十六号)

略

略

律第九十七号)

農林漁業金融公庫法 (昭和二十

七年法律第三百五十五号)

日本郵政公社

放送大学学園法 (平成十四年法

預金保険法 (昭和四十六年法律

農林漁業金融公庫

阪神高速道路公団

七年法律第四十三号)

阪神高速道路公団法 (昭和三十

第三十四号)

日本

略

日本

略

商工

預金保険機構類	2 外位 国 資 糸 木 名 臣		;	
第三十四号) 預金保険法 (昭和四十六年法律	十五年法律第八十一号)	本州四国連絡橋公団法 (昭和四	律第百五十六号)	放送大学学園法(平成十四年法

	二 略
十五年法律第八十二	かり 国 道 糸 村 2
本州四国連絡橋公団法 (本州四国連各喬公団
七年法律第四十三号)	神區
阪神高速道路公団法 (反申高速道各公司

印紙税法 (昭和四十二年法律第二十三号) (抄)

(傍線部分は改正部分
分)

改正	案	現	行
別表第二 非課税法人の表 (第五条関係)	関係)	別表第二 非課税法人の表 (第五条関係)	関係)
名称	根拠法	名称	根拠法
略	略	略	略
	住宅金融公庫法 (昭和二十五年		住宅金融公庫法(昭和二十五年
住宅金融公庫	法律第百五十六号)	住宅金融公庫	法律第百五十六号)
	消防団員等公務災害補償等責任		首都高速道路公団法(昭和三十
基金	共済等に関する法律 (昭和三十	直 者 高 返 道 路 么 包	四年法律第百三十三号)
	一年法律第百七号)		消防団員等公務災害補償等責任
略	略	基金	共済等に関する法律 (昭和三十
	日本中央競馬会法(昭和二十九		一年法律第百七号)
日オロジ競馬会	年法律第二百五号)	略	略
日本部文公士	日本郵政公社法 (平成十四年法	に スロ 夕競 豪会	日本中央競馬会法(昭和二十九
日本垂正公衣	律第九十七号)	日才中央意思会	年法律第二百五号)
略	略	日本で登ると対	日本道路公団法(昭和三十一年
	農林漁業金融公庫法 (昭和二十	日本道路公団	法律第六号)
	七年法律第三百五十五号)	日本野女公士	日本郵政公社法 (平成十四年法
女关大学学園	放送大学学園法(平成十四年法)	日本垂政化社	律第九十七号)
一方はプラダ星	律第百五十六号)	略	略
		農林漁業金融公庫	七手去聿第三百五十五号之 農林漁業金融公庫法 (昭和二十

オ州 四国 追糸 林 2 団	大川四国連各喬ン団	放送プラ学園	女艺大学学员	阿神高辺近路と1 1	反申 高東 道各公司
十五年法律第八十一号)	本州四国連絡橋公団法(昭和四	律第百五十六号)	放送大学学園法(平成十四年法	七年法律第四十三号)	阪神高速道路公団法 (昭和三十

	`
仔終	
音/	
をに	_
2	
Ţ	
音	3
5]

日本中央競馬会 日本中央競馬会 日本・中央競馬会 日本・中央競馬会 日本・中央競馬会 日本・中央・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	日本中央競馬会 年法律第二百五号) 本中央競馬会法(昭和二十九 大学共同利用機関法人 本中央競馬会法(昭和二十九 大学共同利用機関法人 本中央競馬会法(昭和二十九 大学共同利用機関法人 本中央競馬会法(昭和二十九 大学共同利用機関法人 本中央競馬会法(昭和二十九 大学共同利用機関法人 本部	内容 (日本) (日本) (日本) <tr< th=""><th>別表第二 非課税法人の表(第四条、第五条関係) 別表第二 非課税法人の表(第四条、第五条関係) 別表第二 非課税法人の表(第四条、第五条 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</th></tr<>	別表第二 非課税法人の表(第四条、第五条関係) 別表第二 非課税法人の表(第四条、第五条関係) 別表第二 非課税法人の表(第四条、第五条 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		称	法 人

本州四国連絡橋公団

十五年法律第八十一号)本州四国連絡橋公団法(昭和四

- 29 -

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)(抄)

改	案	現	行
別表第一 (第二条関係)		別表第一 (第二条関係)	
名称	根拠法	名称	根拠法
略	略	略	略
11 F. 3 A. 4 B. 101	住宅金融公庫法(昭和二十五年		住宅金融公庫法(昭和二十五年
1 住宅金融公庫	法律第百五十六号)	住宅金融 公庫	法律第百五十六号)
	商工組合中央金庫法(昭和十一		首都高速道路公団法(昭和三十
商工総合中央金庫	年法律第十四号)	首者高い。日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	四年法律第百三十三号)
略	略		商工組合中央金庫法 (昭和十一
コスコ そ 競闘 公	日本中央競馬会法(昭和二十九	商二系名中央金庫	年法律第十四号)
日オロダ競馬会	年法律第二百五号)	略	略
日本邓女公士	日本郵政公社法(平成十四年法)		日本中央競馬会法 (昭和二十九
日本の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の主義の	律第九十七号)	日本中央競馬会	年法律第二百五号)
略	略	日本宣各公団	日本道路公団法(昭和三十一年
長木 魚 学 人 3 中 ノ 4 同	農林漁業金融公庫法 (昭和二十	日本道路となる。	法律第六号)
	七年法律第三百五十五号)	日本公文	日本郵政公社法(平成十四年法
女长大之之司	放送大学学園法 (平成十四年法	日本垂政化名	律第九十七号)
放送人学学園	律第百五十六号)	略	略
再公司 全球线	預金保険法 (昭和四十六年法律		農林漁業金融公庫法 (昭和二十
予会的格格	第三十四号)	一 	七年法律第三百五十五号)
		阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法 (昭和三十

予会 伊	頁 AS 呆 矣 幾 ち	2 外口目 災糸木 2 円	本州四国連各喬公司	方道プミュ		
第三十四号)	預金保険法(昭和四十六年法律)	十五年法律第八十一号)	本州四国連絡橋公団法 (昭和四	律第百五十六号)	放送大学学園法 (平成十四年法	七年法律第四十三号)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)(抄)

													ı						別表	
	到 金	<u> </u>	方	女		農林魚業金烛公軍	略	E	<u> </u> 	E	<u> </u>	略	<u> </u>	育 L	倍 字	主官金融公軍	略		表	
	· 保 · 険	多色	ブ 労	ナ 学	 消	魚業		重 正	I 女	9	부 보		<u>糸</u>	追合		金油			(第	
	飛金保険機構	发	かジノ学学屋	Ź I		金油		2 7	日本郎女公士	競馬	日本中央竞馬会		5	商工组合中央金重	2 	之 重		名	(第二条関係)	
				-	2 厘	之 重				Ź	<u>></u>			金重					関 係	
													ľ	•)	改
																		称		
																			•	正
	第三十四号	預金	律第百五十六号)	放送	七年	農林	略	律第九十七号)	日本	年 法	日本	略	年法律第十四号)	商 工	法 律	住宅	略			
	十四四	保険	百五	大学	法律	漁業		九十	郵政	律第	中央		律第	組合	第百	金融		根		安
	号)	法(十六	学園	第三	金融		七号	日本郵政公社法	百百	競馬		十四四	中央	五十	公庫		怄		案
		預金保険法(昭和四十六年法律	号)	放送大学学園法 (平成十四年法	七年法律第三百五十五号)	農林漁業金融公庫法(昭和二十		ت	法(年法律第二百五号)	日本中央競馬会法(昭和二十九		号	商工組合中央金庫法	法律第百五十六号)	住宅金融公庫法(昭和二十五年		拠		
		山		平成	十五	法((平成十四年法	٦]]	昭和		;+		
		六年		十	号	昭和			十		和			(昭和十		<u> </u>		法		
		十法律		年		끝			年		一 十			+		左				
		1=		法		<u> </u>			/ <u>本</u>		<u> </u>			_		<u>+</u>				
阪	農		略	E		E	 31	E	3	略	R	 奇	È	 訓	1	 È	略		別 表	
神亭	材	ŧ		1 5	-	-	Ēl .	l ż	Ė.	''	-	Ĺ	į	訠	=	_				
10011	」 洪	Đ		4 垂	r K	ii	割		Þ		4	A		訓	1	E ₽				
速道	当業			4 垂 正 ル	り取り	道路	当各ハ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中 タ き					 	イベゴードル	6金油へ		名	第二	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	川業金融が			日本垂正とれ	4.耶女公士	記録と	日本首名公司	ララ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ・ラ	中央竞馬~			国合中央会		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「気扇と厚	主官金虫公軍		名	(第二条閏	
阪神高速道路公団	農材漁業金融公庫			4 垂正 2 ネ	4.耶女公士	· 说 出 么 医	道各ハガ	5 分 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	日本中央競馬会			商工且合中央金軍	1	首都高東道路公司		6金融公重		名	(第二条関係)	
				4 垂正 2 ネ	4.耶女公士	1	道各公司	- ラ	中央竞馬会			且今中央金軍	10000000000000000000000000000000000000			6金融公軍			(第二条関係)	現
				4 垂正 2 ネ	4.耶女公士	iii	道各公司	5 元 5 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	中央竞员会			且合中央金重		· 高東道路公団		6.金融公量		名称	(第二条関係)	現
				4垂正 2ネ	4.耶女公士	道 2 2 5	1	5 分 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	中央竞员会			且合中央金軍	1高过 300 000 000 000 000 000 000 000 000 00	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6.金浊之重			(第二条関係)	現
可	庫		- 中夕							- 甲女			3	T			- 取文		(第二条関係)	現
可	庫		略							略			3	T			略		(第二条関係)	現
可	庫		略							略			3	T			略		(第二条関係)	
可	庫		略			法律第六号)				略			3	T			略	称 根	(第二条関係)	現
可	庫		略		日本郵政公社法					略			3	T			略	称	(第二条関係)	
可	庫		略		日本郵政公社法			年法律第二百五号)		略			3	T	(名) 高 (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		略	称 根 拠	(第二条関係)	
可	為業金融公庫 (七年法律第三百五十五号)		略		日本郵政公社法					略				T			略	称 根	(第二条関係)	
	庫	農林漁業金融公庫法 (昭和二十	略				L 道各公司 日本道路公団法(昭和三十一年		中央競馬会 日本中央競馬会法 (昭和二十九	略		· 国介中央金庫	3	:高速道路公団 首都高速道路公団法(昭和三十		666.独公章 住宅金融公庫法(昭和二十五年	略	称 根 拠	(第二条関係)	

予公化的材材	真 A 2 1 大	2 外Q目 災糸木2日	本州四国連各喬公司	方従う学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
第三十四号)	預金保険法(昭和四十六年法律)	十五年法律第八十一号)	本州四国連絡橋公団法 (昭和四	律第百五十六号)	放送大学学園法(平成十四年法)	七年法律第四十三号)

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高地構等(独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人経資源機構、原子燃料公社、公営企業金融公庫、独立行政法人が資源機構、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路株式会社を社、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路株式会社を社、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路株式会社を社、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては日本高速道路株式会社を主により機構等(独立行政法人和市再生機構にあつては日本直路公団、中山本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社を中山本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社を中山本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社を中山本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社を中小企業金融公庫にあつては労働福祉事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、独立行政法人が資源機構、独立行政法人が資源機構にあつては首都高速道路株式会社にあつては日本道路公団、中山本高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、首都高速道路保有・債務返済機構にあつては首都高速道路公団、首都高速道路保有・債務返済機構にあつては首都高速道路公団、首都高速道路保有・債務返済機構にあつては首都高速道路公団、首都高速道路保有・債務返済機構にあつては首都高速道路公団、首都高速道路保有・債務返済機構にあつては首都高速道路公団、首都高速道路公団、首都高速道路保有・債務返済機構にあつては目本高速道路、独立行政法人を対している。	
(無対計量に付き費用の支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い (無対計量に付き費用の支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い (無対計量に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い (¥ 5 g 現

のの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るも速道路公団又は阪神高速道路公団)に勤務していた期間を組合員期

所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

略略略	法律	負債整理組合	七年	農林漁業金融公庫	略略	日本土地家屋調査士会連合会 土地	† h.	日本電気計器検定所日本	略略	酒販組合連合会	酒販組合中央会	酒販組合	酒造組合連合会 第七号)	酒造組合中央会関す	酒造組合 酒税	略略	名称	一次の表に掲げる法人	別表第一 公共法人等の表 (第四条、第十	改正
	法律第二十一号)	農村負債整理組合法 (昭和八年	七年法律第三百五十五号)	農林漁業金融公庫法(昭和二十		土地家屋調査士法	十九年法律第百五十号)	日本電気計器検定所法(昭和三					号)	関する法律 (昭和二十八年法律	酒税の保全及び酒類業組合等に		根拠法		第十一条関係)	案
農林漁業金融公庫	略	日本土地家屋調査士会連合会		日本道路公団		日本電気計器検定所	略	酒販組合連合会	酒販組合中央会	酒販組合		首都高速道路公団	酒造組合連合会	酒造組合中央会	酒造組合	略	名称	一 次の表に掲げる法人	別表第一 公共法人等の表 (第四条	現
農林漁業金融公庫法 (昭和二十	略	土地家屋調査士法	法律第六号)	日本道路公団法 (昭和三十	十九年法律第百五十号)	日本電気計器検定所法 (昭和三	略		関する法律	酒税の保全及び酒類業組合等に	四年法律第百三十三号)	首都高速道路公団法(昭和三十	第七号)	関する法律(昭和二十八年法律	酒税の保全及び酒類業組合等に	略	根拠法		人等の表(第四条、第十一条関係)	行

略									略	ないものに限る。)	輸入組合(組合員に出資をさせ	ないものに限る。)	輸出組合(組合員に出資をさせ	保険契約者保護機構
									略			律第二百九十九号)	輸出入取引法(昭和二十七年法	保険業法
略	略	ないものに限る。)	輸入組合 (組合員に出資をさせ	ないものに限る。)	輸出組合(組合員に出資をさせ		本州四国連絡橋公団	保険契約者保護機構	略		負債整理組合		阪神高速道路公団	
	略			律第二百九十九号)	輸出入取引法(昭和二十七年法	十五年法律第八十一号)	本州四国連絡橋公団法 (昭和四	保険業法	略	法律第二十一号)	農村負債整理組合法 (昭和八年	七年法律第四十三号)	阪神高速道路公団法 (昭和)	七年法律第三百五十五号)

				4	2	第		6	<u> </u>						2	第		
略	の者についても、同様とする。	方主宅共給公社の施庁することができるものであるときは、これら。当該第一種市街地再開発事業が独立行政法人都市再生機構又は地	二項の規定による第一種市街地再開発事業を施行することができる	前二項の場合において、	3 略	第七条の二 略	(第一種市街地再開発事業等の施行)	田倉	•						2~5略	第二条の二 略	(市街地再開発事業の施行)	改
	7 - - - - -	ができる	再開発事	都道府県は、			施行)											正
		ものであるときは、これ,0政法人都市再生機構又は地	業を施行することができる	当該市町村と協議の上、前														案
5 略	る。 こ が ii	高 恵 恵 首 該	二項の	4 前 二	2 • 3	第七条の二	(第一	7 略	٠.	- しく 日 く 田	用道路	は改築	高速道	6 首 都	2 } 5	第二条の二	(市 街	
	も	高速道路公団、阪。当該第一種市街	項の規定による	前二項の場合に	略	略	(第一種市街地再		こして 当部	しく困難であると	用道路の沿道の土	と一体的に	高速道路公団又は	高速道路公	略	略	市街地再開発事	
	ものであるときは、これらの者についても、「『神景』』』と同じます。	阪神高速道路公団又よ地方主宅共給公社の施庁する 市街地再開発事業が独立行政法人都市再生機構、首都	よる第一種市街地再開発事業を施行することができる	言において、都道府県は			地再開発事業等の施行)		各当は一ついて当該市街地再開発事業を旅行することができる。	新校557014月1854年第1750000 Picture 2017 では、市街地再開発事業の施行区域内の	の土地利用の状況等にかんがみ当該新設又は改築が著	は改築と一体的に市街地再開発事業を施行しなければ当該自動車専	又は阪神高速道路公団の行う自動車専用道路の新設又	首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、			発事業の施行)	現
	れらの者につ	4地方主宅共立行政法人都	発事業を施行	都道府県は、当該市町村と協議の上、前					を旅行するこ	(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	かんがみ当該	を施行しなけ	の行う自動車	路公団は、国				行
	いん	给市	す	村					لح	業	新	'n	事	王				
	ても、同様とす	公社の施再生機構	ることが	と協議の					かてきる	の施行区	設又は改	ば当該自	用道路の	国土交通大臣が首都				

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 場合に限る。以下「機構等」と総称する。 とする。 ならない。 方住宅供給公社にあつては、 を施行しようとするときは、 条の二第五項又は第六項の規定により市街地再開発事業を施行する 通省令で定めるところにより、国土交通大臣(市のみが設立した地 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社 (第二 施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、 施行規程及び事業計画を定め、 都道府県知事)の認可を受けなければ ή (市街地再開発事業 国土交 同樣

2 5 略

(市街地再開発審査会)

第五十九条 略

2

供給公社理事長」と読み替えるものとする。事長」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅再生機構に置かれるものについては「独立行政法人都市再生機構理同条第四項中「地方公共団体の長」とあるのは、独立行政法人都市がれる市街地再開発審査会について準用する。この場合において、第五十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により置

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 ては、 により、 構等」と総称する。 での規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。 速道路公団及び地方住宅供給公社(第二条の二第五項から第七項ま は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。 きは、施行規程及び事業計画を定め、 都道府県知事)の認可を受けなければならない。 国土交通大臣 (市のみが設立した地方住宅供給公社にあつ 独立行政法人都市再生機構、 は、 市街地再開発事業を施行しようとすると 国土交通省令で定めるところ 首都高速道路 公団、 施行規程又 以下「機 阪 神

2 5 略

(市街地再開発審査会)

第五十九条

2 事長」と、 再生機構に置かれるものについては「独立行政法人都市再生機構理 かれる市街地再開発審査会について準用する。 同条第四項中「 については「地方住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。 第五十七条第二項から第五項までの規定は、 阪神高速道路公団理事長」 路公団理事長」 首都高速道路公団に置かれるものについては「首都高速 地方公共団体の長」とあるのは、 阪神高速道路公団に置かれるものについては Ļ 地方住宅供給公社に置かれるもの 前項の規定により置 この場合において、 独立行政法人都市

3 略

3

略

権利変換計画の決定及び認可)

(権利変換計画の決定及び認可)

第七十二条 発事業を施行する場合に限る。以下同じ。) にあつては都道府県知 する場合に限る。第百九条を除き、以下同じ。 供給公社を除く。)にあつては国土交通大臣の、 場合に限る。以下同じ。) 又は機構等 (市のみが設立した地方住宅 府県 (第二条の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する した地方住宅供給公社 (第二条の二第六項の規定により市街地再開 この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、 の認可を受けなければならない。 再開発会社、市町村(同項の規定により市街地再開発事業を施行 遅滞なく、施行地区ごとに権利変換計画を定めなければならない 施行者は、 前条の規定による手続に必要な期間の経過後) 又は市のみが設立 個人施行者、 組合 都道

2 5 略

事の認可を受けなければならない。

ま、遅滞なく、施行者は、前条の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。) にあつては都道府県知ら、正明発会社、市町村(同項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。) 又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。) にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合で、選滞なく、施行地区ごとに権利変換計画を定めなければならない、遅滞なく、施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後第七十二条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後

2 5 略

自転
車道
つ の 敕
備
守に関
関す
る法
律(
昭和四
四十
五
十法律
俘第-
十六
号)
沙沙
(抄)

(傍線部分は改正部分)

部	傍線
は改正部	
改正部	
正部	
	正
分	分

道路公社)をいう。 措置法第三十一条第一項に規定する公社管理道路にあつては地方	ては国土交通大臣、 会社管理道路にあつては会社、道路整備特別 行う同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道にあつ	(同法第十二条本文の規定により国土交通大臣が新設又は改築を外の道路にあつては道路法第十八条第一項に規定する道路管理者	(以下この号において「会社」という。))、高速自動車国道以道路」という。)にあつては、同法第二条第四項に規定する会社	号に規定する会社管理高速道路(以下この号において「会社管理備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十三条第一項第一	三の道路管理者の高速自動車国道にあつては国土交通大臣(道路整一・二の略	当該各号に定めるところによる。 当該各号に定めるところによる。 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	(定義)	改正案
道路公団、本州四国連絡橋公団又は地方道路公社)をいう。	にあつてはそれぞれ日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速別措置法第十七条第一項に規定する公団等の管理する一般国道等	する指定区間外の一般国道にあつては国土交通大臣、道路整備特り国土交通大臣が新設又は改築を行う同法第十三条第一項に規定	八条第一項に規定する道路管理者(同法第十二条本文の規定によ本道路公団)、高速自動車国道以外の道路にあつては道路法第十	規定する日本道路公団の管理する高速自動車国道にあつては、日備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十六条の二第一項に	三の道路管理者の高速自動車国道にあつては国土交通大臣(道路整一・二の略	当該各号に定めるところによる。当該各号に定めるところによる。第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	(定義)	現

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)(抄) (傍線部分は改正部分)

について、一般旅客定期航路事業廃止等交付金(以下「交付金」とある本州四国連絡橋(以下「鉄道橋」という。)の供用に伴うものある本州四国連絡橋(以下「鉄道事業者等にあつては鉄道施設であつては一般国道である本州四国連絡橋(以下「国道橋」という。上実施計画に従つて事業規模の縮小等を行つたものに対し、機構に。)で海上運送法の規定により必要とされる許可又は認可を受けた	る認定を受けた者(関連事業を営む者その他政令で定める者を除く業者等」という。)は、第五条第一項又は第六条第一項の規定によ」という。)又は本州と四国を連絡する鉄道施設を建設し、若しく第十条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構(交付金の交付)	二~六 略 二~六 8 二~六 8 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	改 正 案
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	路事業廃止等交付金(以下「交付金」という。)を交付することが画に従つて事業規模の縮小等を行つたものに対し、一般旅客定期航上運送法の規定により必要とされる許可又は認可を受けた上実施計労けた者(関連事業を営む者その他政令で定める者を除く。)で海第十条 公団は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を(交付金の交付)	二〜六 略 二〜六 略	現

いう。)を交付することができる。

(交付金の請求及び交付の手続)

ては鉄道事業者等に対し、交付の請求をしなければならない。構に対し、鉄道橋の供用に伴う事業規模の縮小等に係るものにあつり、国道橋の供用に伴う事業規模の縮小等に係るものにあつては機第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた日から起第十二条 第十条の規定により交付金の交付を受けようとする者は、

- 延期することができる。 ときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の請求の期限を 2 機構又は鉄道事業者等は、特にやむを得ない理由があると認める 2
- 項に規定する者に交付することができる。 見積りにより、政令で定める金額の範囲内において、その一部を同認めるときは、同項の規定により交付金の額を決定する前に、概算事実の一部があつたことを確認した場合において特に必要があると4 機構又は鉄道事業者等は、前項の交付金の額の算定の基礎となる

(交付金の返還)

第十三条 機構又は鉄道事業者等は、第六条第三項の規定により実施

(交付金の請求及び交付の手続)

り、公団に対し、交付の請求をしなければならない。 算して六月を経過する日までに、国土交通省令で定めるところによ第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた日から起第十二条 第十条の規定により交付金の交付を受けようとする者は、

きる。 省令で定めるところにより、前項の請求の期限を延期することがで、 公団は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、国土交通

- た者に通知しなければならない。
 、その交付すべき交付金の額を決定し、これを当該交付の請求をし等の交付金の額の算定の基礎となる事実があつたことを確認した上却、事業の用に供する資産の撤去、運航回数の減少、退職金の支払。公団は、第一項の請求があつたときは、これを審査し、船舶の売

(交付金の返還)

第十三条
公団は、第六条第三項の規定により実施計画の認定が取り

きは、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めることができる計画の認定が取り消された場合において特に必要があると認めると

(退職金支払確保契約)

第十五条 きに、 ことを約し、機構又は鉄道事業者等は、 業主が、離職見込者に係る退職金の支払に必要な資金を当該離職見 」という。)の退職金の支払に係る資金の確保を図るため、 という。) に雇用されている労働者で本州四国連絡橋の供用に伴い 込者の退職の日までに機構又は鉄道事業者等に掛金として納付する 路に係るものについて、 て あつては国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものについ 離職することが見込まれるもの(以下この項において「離職見込者 般旅客定期航路事業を営む者 (以下この条において「特定事業主」 鉄道事業者等にあつては鉄道橋の供用に伴う指定規模縮小等航 以下同じ。)を締結し、これに関する業務を行うことができ 請求に応じこれを特定事業主に給付することを約する契約を 機構又は鉄道事業者等は、 特定事業主と退職金支払確保契約 (特定事 指定規模縮小等航路において一 当該離職見込者の退職のと 機構に

)。 ときは、正当な理由がなければ、当該契約の締結を拒んではならなときは、正当な理由がなければ、当該契約の締結を拒んではならな2 機構又は鉄道事業者等は、退職金支払確保契約の申込みがあつた

定める場合には、退職金支払確保契約を解除しなければならない。より指定規模縮小等航路が取り消された場合その他国土交通省令で3 機構又は鉄道事業者等及び特定事業主は、第四条第二項の規定に

付金の全部又は一部の返還を求めることができる。消された場合において特に必要があると認めるときは、交付した交

(退職金支払確保契約)

第十五条 職金の支払に係る資金の確保を図るため、 これを特定事業主に給付することを約する契約をいう。 ことを約し、 資金を当該離職見込者の退職の日までに公団に掛金として納付する 確保契約(特定事業主が、離職見込者に係る退職金の支払に必要な 込まれるもの (以下この項において「離職見込者」という。) の退 されている労働者で本州四国連絡橋の供用に伴い離職することが見 業を営む者 (以下この条において「特定事業主」という。) に雇用 を締結し、 公団は、 公団は、 これに関する業務を行うことができる。 指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事 当該離職見込者の退職のときに、 特定事業主と退職金支払 請求に応じ 以下同じ。

由がなければ、当該契約の締結を拒んではならない。2(公団は、退職金支払確保契約の申込みがあつたときは、正当な理

退職金支払確保契約を解除しなければならない。 等航路が取り消された場合その他国土交通省令で定める場合には、3 公団及び特定事業主は、第四条第二項の規定により指定規模縮小

4 つては機構に、 期間内に、国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものにあ 特定事業主の相続人その他の一般承継人は、 し当該特定事業主の有していた地位を承継することができる。 にあつては鉄道事業者等に申出をした上、 特定事業主について相続その他の一般承継があつたときは、 鉄道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るもの 退職金支払確保契約に関 国土交通省令で定める 当該

5 略

(必要な措置への会社等の寄与)

第二十三条 等に伴う事業の円滑な転換及び一般旅客定期航路事業等離職者の再 就職の促進に必要な措置の推進に寄与するよう努めるものとする。 定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者の事業規模の縮小 三章に規定するもののほか、指定規模縮小等航路において一般旅客 国道橋を建設した会社及び機構又は鉄道事業者等は、 第

> 期間内に公団に申出をした上、 特定事業主の相続人その他の一般承継人は、 特定事業主について相続その他の一般承継があつたときは、当該 退職金支払確保契約に関し当該特定 国土交通省令で定める

事業主の有していた地位を承継することができる。

4

5 略

(必要な措置への公団の寄与)

第二十三条 う努めるものとする。 航路事業等離職者の再就職の促進に必要な措置の推進に寄与するよ む者の事業規模の縮小等に伴う事業の円滑な転換及び一般旅客定期 航路において一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営 公団は、第三章に規定するもののほか、 指定規模縮 小等

。――――――――――――――――――――――――――――――――――――

の管理を、別に締結した協定 (以下「管理協定」という。) に従 い行うこと。 東京湾横断道路建設事業者は、東京湾横断道路の維持、 修繕等

Ξ 略

2 るときは、 東日本会社及び機構は、建設協定又は管理協定を変更しようとす あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない 2

3 ければ、当該認可をしてはならない。 に係る建設協定又は管理協定の内容が適正であると認めるときでな 国土交通大臣は、 前項の認可の申請があつた場合において、 申請

削除

第三条

(地方公共団体の出資)

第四条 事業者に出資することができる 地方公共団体は、総務大臣に協議の上、 東京湾横断道路建設

> Ξ 理を、別に締結する協定 (以下「管理協定」という。) に従い行 会社は、 東京湾横断道路の供用開始後、 その維持、 修繕等の管

うこと。

かじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更し 公団は、建設協定又は管理協定を締結しようとするときは、 あら

ようとするときも、同様とする。 国土交通大臣は、 前項の認可の申請があつた場合において、 申請

3

設協定又は管理協定を締結しようとする会社がその事業を適確に遂 に係る建設協定又は管理協定の内容が適正であり、 行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すると認めるときでな かつ、 公団と建

ければ、当該認可をしてはならない。

(資金の貸付け)

第三条 工事に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることが 下「東京湾横断道路建設事業者」 政府は、公団と締結した建設協定に従い事業を行う会社(以 という。 に対し、 その行う建設

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、 政令で定める。

できる。

(公団等の出資)

第四条 条の二の規定によるもののほか、 公団は、 日本道路公団法 (昭和三十一年法律第六号)第十九 国土交通大臣の認可を受けて、 東

2 京湾横断道路建設事業者に出資することができる。 地方公共団体は、 総務大臣に協議の上、東京湾横断道路建設事業

第九条 2 第五条 更したときは、 国土交通大臣に届け出なければならない。 及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、 により、 大臣に届け出なければならない (資金計画等の届出) (監督) 東京湾横断道路建設事業者は、 削除 東京湾横断道路建設事業者は、国土交通省令で定めるところ 毎事業年度、当該事業年度以降の二年間について資金計画 遅滞なく、 変更した事項を機構を経由して国土交通 前項の資金計画又は事業計画を変 機構を経由して 第九条 2 第五条 2 により、 る法律 及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、 更したときは、 とができる。 務 議決を経た金額の範囲内において、東京湾横断道路建設事業者の債 大臣に届け出なければならない。 国土交通大臣に届け出なければならない。 証契約をすることができる。 (資金計画等の届出) (債務保証) 政府は、 政府は、 前項の規定によるほか、 遅滞なく、

者に出資することができる。

東京湾横断道路建設事業者は、国土交通省令で定めるところ 毎事業年度、当該事業年度以降の二年間について資金計画

公団を経由して

東京湾横断道路建設事業者は、前項の資金計画又は事業計画を変 変更した事項を公団を経由して国土交通

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律

昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、 国会の

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関す

き政府が保証契約をすることができる債務を除く。 昭和二十八年法律第五十一 号) 第二条第一項の規定に基づ)について、 保

券又はその利札を失つた者に交付するために政令で定めるところに より発行する債券又は利札に係る債務について、

保証契約をするこ

東京湾横断道路建設事業者が債

(監督)

	に処する。 、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の過料第十八条 第二条第二項の規定に違反して認可を受けなかつたときは
二 略 かつたとき	二略
、のこと悲。 一 第二条第二項又は第四条第一項の規定に違反して認可を受けなの役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。	一 第二条第二項の規定に違反して認可を受けなかつたとき。 た東日本会社の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。
第十七条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした公団	
らない。第一項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければな第十四条(国土交通大臣は、第二条第二項、第四条第一項及び第十条	しようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。第十四条 国土交通大臣は、第二条第二項及び第十条第一項の認可を
(協議)	(協議)
きは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすること2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めると	きは、東日本会社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をす 2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めると
第十三条 略	第十三条 略

消費税法 (昭和六十三年法律第百八号) (抄)

略		負債整理組合		農林漁業金融公庫	略	日本土地家屋調査士会連合会		日本電気計器検定所	略	酒販組合連合会	酒販組合中央会	酒販組合	酒造組合連合会	酒造組合中央会	酒造組合	略	名称	一 次の表に掲げる法人	別表第三 (第三条、第六十条関係)	改正
略	法律第二十一号)	農村負債整理組合法(昭和八年	七年法律第三百五十五号)	農林漁業金融公庫法(昭和二十	略	土地家屋調査士法	十九年法律第百五十号)	日本電気計器検定所法(昭和三	略				<u>'</u>	関する法律	酒税の保全及び酒類業組合等に	略	根拠法		<u>(</u>	案
農林漁業金融公庫	略	日本土地家屋調査士会連合会		日本道路公団		日本電気計器検定所	略	酒販組合連合会	酒販組合中央会	酒販組合		首都高速道路公団	酒造組合連合会	酒造組合中央会	酒造組合	略	名称	一 次の表に掲げる法人	別表第三 (第三条、第六十条関係)	現
農林漁業金融公庫法 (昭和二十	略	土地家屋調査士法	法律第六号)	日本道路公団法(昭和三十一年	十九年法律第百五十号)	日本電気計器検定所法 (昭和三	略		関する法律	酒税の保全及び酒類業組合等に	四年法律第百三十三号)	首都高速道路公団法(昭和三十		関する法律	酒税の保全及び酒類業組合等に	略	根拠法			行

略									略	ないものに限る。)	輸入組合(組合員に出資をさせ	ないものに限る。)	輸出組合(組合員に出資をさせ		保険契約者保護機構
									略			律第二百九十九号)	輸出入取引法 (昭和二十七年法	号)	保険業法(平成七年法律第百五
略	略	ないものに限る。)	輸入組合(組合員に出資をさせ	ないものに限る。)	輸出組合(組合員に出資をさせ		本州四国連絡橋公団		保険契約者保護機構	略		負債整理組合		阪神高速道路公団	
	略			┛ 律第二百九十九号)	輸出入取引法(昭和二十七年法	十五年法律第八十一号)	本州四国連絡橋公団法 (昭和四	号)	保険業法(平成七年法律第百五	略	法律第二十一号)	農村負債整理組合法(昭和八年	七年法律第四十三号)	阪神高速道路公団法 (昭和三十	七年法律第三百五十五号)

6 略	るときは、これらの者についても、同様とする。	事業が機構又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであ	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第六条 略	(市町村の責務等)	改正案
6 略	いても、同様とする。 給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者につ	事業が機構、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方住宅供	当該市街地再開発事業を施行することができる。当該市街地再開発5 前項本文の場合において、都道府県に、当該市町村と協謀の上	り 4 ほこ 略	第六条 略	(市町村の責務等)	現

略 2	<u> </u>	(非常勤の者を除く。)	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役員又は職員	に該当する者は、役員となることができない。	第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれか 第十条	役員の欠格条項の特例) () () () () () () () () () (改 正 案
略			本州四国連絡橋公団の役員又は職員 (非常勤の者を除く。)	に該当する者は、役員となることができない。	条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれか	(役員の欠格条項の特例)	現

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

•		`
	完纺	
	扒	
-		
Ī	3	Į
1	I H	7
	7	
`	_	•

(所掌事務の特例) (所掌事務の特例) (所掌事務の特例) (所掌事務の特例) (所掌事務の特例) (所掌事務の特例) (所掌事務の特例) (所掌事務の特別)	改正案
(所掌事務の特例) (所掌事務の特別) (中成十五年法・ (中域・大力・における人が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が	現

第四条 略 (審議会等の設置の特例)

(審議会等の設置の特例)

第四条

2 | 略

推進委員会は、本府に置く。

同法の定めるところにより内閣府に置かれる道路関係四公団民営化 道路関係四公団民営化推進委員会設置法がその効力を有する間、

に属させられた事項を処理する。	న్ ట	律第七十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するかさどるほか、平成十九年三月三十一日までの間、国際観光文化第七条 社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務を附 則	改正案
	平成十五年三月三十一日限	理する。 では、社会資本整備審議会の所掌事務の特例) (社会資本整備審議会の所掌事務の特例)	現
	大二年法律第七十一号)	理する。 の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処つかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表七条(社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務を(社会資本整備審議会の所掌事務の特例)	行